

平成 25 年 11 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号  
三菱ビル  
日本プロロジスリート投資法人  
代表者名 執行役員 坂下雅弘  
(コード番号: 3283)

資産運用会社名  
プロロジス・リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂下雅弘  
問合せ先 取締役企画財務部長 戸田 淳  
TEL. 03-6867-8585

### 資金の借入れに関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、資金の借入れ(以下「本借入れ」といいます。)を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本借入れの内容

区分	借入先	借入金額	利率 (注3)(注4)	借入実行日	借入方法	返済期日 (注6)	返済方法 (注7)	担保
短期	株式会社三井住友銀行 及び株式会社三菱東京 UFJ銀行をアレンジ ャーとする協調融資団 (注1)	14.5億円	基準金利(全銀協 3か月日本円 TIBOR)+0.25%	平成25年 12月3日	左記借入先 を貸付人と する平成 25年11月 28日付の 個別ターム ローン貸付 契約に基づ く借入れ	平成26年 12月3日	期限 一括 返済	無担保 無保証
長期	株式会社三井住友銀行 及び株式会社三菱東京 UFJ銀行をアレンジ ャーとする協調融資団 (注2)	64.0億円	基準金利(全銀協 3か月日本円 TIBOR)+0.45% (注5)			平成30年 12月3日		

(注1) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫及び株式会社りそな銀行により組成されます。

(注2) 協調融資団は、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫及び株式会社りそな銀行により組成されます。

(注3) 借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

(注4) 利払日は、平成26年2月末日を初回とし、以後毎年5月、8月、11月、2月の各末日及び元本返済期日(同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)です。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。  
また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の2営業日前の時点における全国銀行協会が公表する3か月物の日本円TIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。但し、計算期間が3か月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。

基準金利である全国銀行協会の日本円TIBORの変動については、全国銀行協会のホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>)でご確認下さい。

- (注5) 金利スワップ契約等により支払金利の固定化を検討します。
- (注6) 返済期日は、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。
- (注7) 本借入れの実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

## 2. 本借入れの理由

平成25年11月5日付で公表の「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の本投資法人が取得を予定している不動産4物件の内、信託内借入物件（プロロジスパーク東京新木場及びプロロジスパーク横浜鶴見）を除く2物件（プロロジスパーク大阪4及びプロロジスパーク岩沼1）に係る不動産信託受益権（取得予定価格の合計26,670百万円）の取得資金及び関連費用の一部に充当するためです。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

- (1) 調達する資金の額  
合計78.5億円
- (2) 調達する資金の具体的な使途  
プロロジスパーク大阪4及びプロロジスパーク岩沼1に係る不動産信託受益権の取得資金及び関連費用の一部に充当します。
- (3) 支出予定時期  
平成25年12月3日

## 4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金（注）	3,400	4,850	1,450
長期借入金（注）	135,800	142,200	6,400
借入金合計	139,200	147,050	7,850
投資法人債	—	—	—
有利子負債合計	139,200	147,050	7,850

(注) 短期借入金とは返済期日までの期間が一年以内のものをいい、長期借入金とは返済期日までの期間が一年超のものをいいます。

## 5. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成25年11月5日に提出した有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.prologis-reit.co.jp>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。